

公 示

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）がコンサルタント等との業務実施契約に基づき実施する予定の案件を公示します。

これら案件の選定に当たっては、企画競争（プロポーザル方式）を採用します。

プロポーザル作成に係る業務指示書を各案件の公示において指定する日（小規模と位置付けられている案件については、原則本日）から配布しますので、応募のためのプロポーザル作成に当たっては、同業務指示書に基づき、当機構ホームページで公開している「プロポーザル作成要領」に従って作成願います。

なお、公示に関する照会は調達部（Tel:03-5226-6612）あてにお願いします。
注）本公示に係る業務指示書及び配布資料等の配布については、電子データをダウンロードする方法で行います。具体的な配布方法は、当機構HPの調達情報>お知らせ>「業務指示書等の電子配布本格導入について【コンサルタント等契約】」（http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410_01.html）を参照願います。

2014年2月12日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役
理事 小寺 清

【1. プロポーザル提出の資格】

以下のプロポーザル提出の資格には十分ご留意ください。

プロポーザル提出の有資格者（共同企業体を編成する場合の構成員を含む）は、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有する者、同資格を有していない場合は機構の事前資格審査を受けている者に限ります。資格の詳細については、当機構ホームページ「競争参加資格審査」

（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）を参照願います。

会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、プロポーザル提出の資格がありません。

また、機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年10月1日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている期間中においては、プロポーザル提出の資格がありません。具体的には、以下のとおり取り扱います。

- ・プロポーザルの提出締切日が資格停止期間中の場合、プロポーザルを無効とします。
- ・資格停止期間中に公示され、プロポーザルの提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、プロポーザルを受け付けます。
- ・資格停止期間中に、契約交渉相手方として通知されている場合は、当該コンサルタント等との契約手続きを進めます。
- ・契約交渉相手方として通知される前に資格停止期間が始まる案件のプロポーザルは無効とします。

【2. 業務指示書の配布】

業務指示書及び配布資料等の配布については、上記1. に示すプロポーザル提出の有資格者のみに限定します。

平成25・26・27年度全省庁統一資格を有している場合は、業務指示書の配布時に、全省庁統一資格結果通知書（写）及び情報シートを提出願います。なお、既に一度同（写）を機構に提出頂き、機構から「整理番号」を通知されている方については、同番号を提示頂くだけで結構です。

また、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有していない場合は、機構の事前資格審査を受けて頂き、その結果通知書（写）に示す「整理番号」を提示願います。事前資格審査は、申請いただいてから2～3営業日で結果通知させていただいています。

なお、業務指示書に限っては、事前資格審査申請中でも配布させていただきますので、その場合は、申請書の受領書（写）等を提示願います。

詳しくは、機構ホームページ（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）をご確認ください。情報シートの様式も同ページに掲載しております。

【3. 情報の公開について】

本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公示により契約に至った契約先に関する情報を機構ホームページ上で公表することとします。本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようお願いいたします。

なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

具体的には、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき、下記リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

（<http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html>）

また、下記（1）に該当する場合は右リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

(http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku_0701.html)

- (1) 公表の対象となる契約相手方 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)
次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。
ア . 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること
注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。
イ . 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること
- (2) 公表する情報
契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。
ア . 対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名
イ . 契約相手方の直近3カ年の財務諸表における当機構との取引高
ウ . 契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合
エ . 一者応札又は応募である場合はその旨
- (3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日
当該契約の締結日とします。
- (4) 情報の提供
契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

番号： 6 国名：トーゴ 担当：経済基盤開発部
案件名：カラ・クモング2 橋梁建設計画準備調査
調査区分：プロジェクト形成（無償）

1 契約予定期間：2014年4月中旬～2014年12月下旬

2 参加要件

海外における橋梁建設計画に係る調査業務経験を有し、同分野の専任技術者を配置できること。
日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

3 参加資格のない社等

商社、建設業者、本件に関連する資機材製造部門を有するコンサルタント及び本件に関連する資機材メーカー

4 今後の選定プロセス（予定）

(1) 業務指示書等配布依頼書受付期間：2014年2月26日から2014年2月28日17：00まで
受付時期が遅れる場合は、当機構HPにて告知します。

依頼書は電子メールにて受付いたします。（冒頭留意事項2．参照）

(2) 業務指示書等ダウンロード期間：2014年2月26日から2014年3月3日23：59まで

上記期間であれば、ダウンロードは土日祝日を含め、24時間可能です。

(3) プロポーザル提出：2014年3月14日12：00まで

プロポーザル提出期限については、業務指示書に記載のものが最終のものとなります。

(4) 選定結果通知：3月下旬

(5) 契約交渉：4月上旬

5 業務の目的

トーゴロジスティクス回廊（以下、トーゴ回廊）はトーゴ共和国（以下、トーゴ）南端に位置するロメ港から北端に位置するブルキナファソ国境のシンカセまでの667kmにおよぶ回廊でありトーゴの開発及び地域経済の生命線となっている。

トーゴは1980年代以降の一次産品価格の下落による経済停滞及び1993年以降の政治的混乱によって、政府による開発や諸外国による支援がなされずにきた結果、天然資源の輸出を除き際立った産業もなく、一人あたりGNI570ドル（2011年）、人間開発指数は187か国中159位（2012年）にみられるとおり、低開発状態を余儀なくされている。

同国大統領は「港湾立国」の実現を目指し、トーゴ回廊を基軸とした国家開発を進めている。トーゴの第二次貧困削減文書（経済成長加速化と雇用促進のための戦略：SCAPE 2013-2017）にも経済インフラ整備が明記されており、回廊整備が実施されている。また、トーゴの大規模道路インフラ優先投資計画では、国道および地方農村部の道路ネットワークの整備が重点とされ、国道・農道等の道路建設および改修、橋梁の建設等が優先ニーズとして掲げられている。

トーゴは1993年以降の政治的混乱により、近年はインフラ整備に係る投資やメンテナンスが停滞してきた。また、2007年及び2008年の洪水被害により、道路鉄道インフラが多大な被害を受け、いくつかの橋梁が崩壊したため、現在も雨季には道路舗装が泥濘化しており、交通を阻害する要因となっている。そのため、港湾で取り扱われた貨物を国内、及び、域内周辺国に安全に輸送するインフラ整備が急務である。

また、西アフリカ経済通貨同盟（以下、UEMOA）が中心となり域内の物流促進のための施策を進めている。2001年には各国の運輸及びインフラ開発セクター戦略の調和化を図ることを目的に、優先的に整備すべき11の回廊を指定し、ハード・ソフト双方の整備を進めており、トーゴ回廊はこの優先回廊の一つとして指定されている。トーゴ国内及び周辺地域発展に係るトーゴ回廊の重要性の高さから、2007年の他ドナーによる援助再開以降、現在までに、アフリカ開発銀行（以下、AfDB）、西アフリカ開発銀行（以下、BOAD）、イスラム開発銀行（以下、IDB）、UEMOAや当国政府資金等によりトーゴ回廊の主要道路である国道1号線とその迂回路である国道17号線の整備改修、ロメ港の拡張を実施している。

国道1号線は貨物トラック等が通行する際に難所が存在しているため、事故発生率が高い。また、高低差が激しい上にカーブも多く、事故や自然災害に対して、輸送能力が脆弱であることが課題となっている。これより、国道1号線の迂回路である国道17号線を整備することは、国道1号線を補完し、国内輸送効率の改善と交通量の増加をもたらすのみならず、トーゴ北西部地域の農業生産物（綿花、穀物野菜、家畜）やリン等を効率的に国内外の市場に流通させることが可能となり、同地域の経済・社会開発に大きく貢献するものである。

JICAは2012年から2013年にかけて「トーゴロジスティクス回廊開発・整備計画策定調査」を実施しており、トーゴ回廊の全体の分析と開発戦略・計画の検討を行い、トーゴ回廊の効率的・効果的な開発のためのマスタープランを策定した。

特に国道17号線は、雨季に同国道を横切るカラ川及びクモング川の氾濫により、当該道路が完全に通行不能となることから、同マスタープランにおいて最優先で取り組むべき計画の一つとして提案された経緯があり、今回トーゴ政府は我が国に対し、国道17号線を横切るカラ川及びクモング川に架かる橋梁の建設に関する無償資金協力を要請した。

本調査は、標記計画の無償資金協力としての妥当性を検討し、最適な計画の内容、規模等を検討した上で、概略設

計を行うことを目的とする。

6 業務の範囲及び内容

- (1) インセプション・レポートの作成
- (2) インセプション・レポートの説明・協議
- (3) プロジェクトの背景・経緯の確認
- (4) プロジェクトの実施体制の確認
- (5) サイト状況(自然条件等)調査
- (6) 将来交通量推定
- (7) 環境社会配慮
- (8) 社会状況調査
- (9) プロジェクト内容の計画策定
- (10) 相手国側負担事業の概要
- (11) プロジェクトの維持管理計画
- (12) プロジェクトの概略事業費
- (13) 協力対象事業実施に当たっての留意事項
- (14) プロジェクトの評価
- (15) 準備調査報告書(案)の作成
- (16) 準備調査報告書(案)の説明・協議
- (17) 準備調査報告書等の作成

7 成果品等

- (1) 業務計画書：2014年4月中旬
- (2) インセプション・レポート：2014年4月中旬
- (3) 現地調査結果概要：2014年6月中旬
- (4) 準備調査報告書(案)：2014年10月上旬
- (5) 概略事業費(無償)積算内訳書：2014年10月上旬
- (6) 機材仕様書：2014年10月上旬
- (7) 概要資料：2014年10月下旬
- (8) 準備調査報告書：2014年12月上旬
- (9) デジタル画像集：2014年12月上旬

8 主要な分野及び評価対象予定者

- (1) 業務主任/交通計画/開発計画 (評価対象予定者)
- (2) 橋梁設計 (評価対象予定者)
- (3) 社会状況調査
- (4) 道路設計
- (5) 自然状況調査
- (6) 環境社会配慮
- (7) 施工計画調達事情/積算

9 特記事項

- ・本件受注コンサルタント(JV構成員および補強を含む。以下「受注コンサルタント」という。)は、本調査の結果に基づき、我が国政府による無償資金協力が実施される場合は、設計監理契約以外の役務及び財の調達には参加できない(その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も調達できない)予定です。
- ・共同企業体の結成を認める予定
- ・通訳の配置を認める予定

注：本案件概要は予定段階のもので詳細については変更される場合もあります。